

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 24日

福井県知事 殿

提出者

住所 福井県福井市文京3丁目9番1号

氏名 国立大学法人 福井大学
学長 上田 孝典

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-23-0500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 国立大学法人 福井大学 (松岡キャンパス)

事業場の所在地 福井県吉田郡永平寺町松岡下合月23号3番地

計画期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 O81 (学校教育)

②事業の規模 大学
附属病院 600床

③従業員数 合計2,596人 (教職員1,460人、学生1,136人)

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程

○感染性廃棄物、燃えやすい廃油
処理業者(焼却)へ委託(処理後の燃え殻は埋立処分)
○ph2.0以下の廃酸、ph12.5以上の廃アルカリ、
廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)、
汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)、
廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)
処理業者(中和・焼却)へ委託(処理後の燃え殻は埋立処分)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

【組織】

福井大学環境保全等推進委員会（廃棄物関係）
 福井大学医学部附属病院感染対策委員会（感染性廃棄物の処理）

【廃棄物及び廃水等取扱責任者】

医学部：各領域の教授
 医学部附属病院：各診療科長、各診療施設の部長、薬剤部長、看護部長
 研究施設：研究施設の施設長
 センター：各センター長・センター所長
 事務局：各課長、室長

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙①のとおり	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 各委員会において令和5年度の排出量の状況報告、また減量化の為の打ち合わせをする。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組) 「医療及び実験廃棄物の処理方法」、「実験系廃液の分別区分」に従う。福井大学環境保全等推進委員会、福井大学医学部附属病院感染対策委員会の資料による。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組) 上記内容を周知徹底する。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t
	(これまでに実施した取組) —	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t
	(今後実施する予定の取組) —	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t
(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	—
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t
(今後実施する予定の取組) —		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組) —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) —		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙②のとおり	—
	全処理委託量	t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	— t
(今後実施する予定の取組)			
出来るだけ優良な処理業者を選定するとともに、当該委託業者について定期的に現地確認するよう努める。			
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	185.300957 t	
	(今後実施する予定の取組)		
令和2年度より委託先の収集運搬業者、処分業者の全てが電子情報処理組織に加入している。			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標および取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量および認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨および理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

福井大学・松岡キャンパス

別紙①

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

単位:(t)

現状	【前年度(令和5年度)実績】					
	特別管理産業廃棄物の種類 排出量	燃えやすい廃油	ph2.0以下の廃酸	ph12.5以上の廃アルカリ	感染性廃棄物	
		0.540366	0.04327	0.01608	184.696	
		廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	—	
		0.0005	0.001711	0.00303	—	
		—	—	—	—	合計
		—	—	—	—	185.300957
(これまでに実施した取組) 安全で適正な処分を行った。						
計画	【令和6年度目標】					
	特別管理産業廃棄物の種類 排出量	燃えやすい廃油	ph2.0以下の廃酸	ph12.5以上の廃アルカリ	感染性廃棄物	
		0.540000	0.04000	0.01600	184.000	
		廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)	—	
		0.0005	0.001500	0.00300	—	
		—	—	—	—	合計
		—	—	—	—	184.601000
(今後実施する予定の取組) 安全で適正な分別を考慮し、減量化に努めるものとする。						

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和5年度)実績】											
現状	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	ph2.0以下の廃酸	ph12.5以上の廃アルカリ	感染性廃棄物	廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)			
	全処理委託量	0.540366 t	0.04327 t	0.01608 t	184.696 t	0.0005 t	0.001711 t	0.00303 t			
	優良認定処理業者への処理委託量	0.540366 t	0.04327 t	0.01608 t	184.696 t	0.0005 t	0.001711 t	0.00303 t			
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t			
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	合計	185.300957 t	
(これまでに実施した取組) 優良認定処理業者を選択し、委託基準やマニフェスト交付義務等の法令を遵守した上で、処理を委託した。											
【令和6年度目標】											
計画	特別管理産業廃棄物の種類	燃えやすい廃油	ph2.0以下の廃酸	ph12.5以上の廃アルカリ	感染性廃棄物	廃油(基準値を超える有害物質を含むもの)	汚泥(基準値を超える有害物質を含むもの)	廃酸(基準値を超える有害物質を含むもの)			
	全処理委託量	0.540000 t	0.04000 t	0.01600 t	184.000 t	0.0005 t	0.001500 t	0.00300 t			
	優良認定処理業者への処理委託量	0.540000 t	0.04000 t	0.01600 t	184.000 t	0.0005 t	0.001500 t	0.00300 t			
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t			
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	合計	184.601000 t	
(今後実施する予定の取組) 出来る限り優良認定処理業者を選択するとともに、委託基準やマニフェスト交付義務等の法令を遵守した上で、処理を委託する。											